

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）10月14日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

デジタル推進リーダー育成研修コンテンツ作成事業委託業務

### (2) 業務の目的

社会のあらゆる場面でデジタル化が進展する中、国においても、デジタル庁の設置（令和3年9月）や「デジタル社会実現に向けた重点計画」の策定（令和3年10月）、さらにはデジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月）の閣議決定など、デジタル社会形成のため、デジタル化の取組やデジタル人材の育成・確保を進めている。

このような中、AIやIoTを活用した、スマート農林水産業や、遠隔授業・遠隔医療、MaaSの展開など、地域課題解決にデジタルの力は不可欠となっている。

このため、道ではデジタル技術を活用して地域課題の解決を図るとともに、道庁内業務の効率化や自らの働き方改革を進めていくために、デジタル技術を道庁の様々な業務やサービスに、感度を高く、積極的かつ有効に活用し、新たな価値を生み出すことができる道庁内デジタル人材の計画的な育成・確保をめざし、「北海道職員のデジタル人材育成に関する計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。

本計画は、令和4年3月に策定した「Smart道庁の推進に向けたデジタル化取組方針」に基づき、道庁におけるデジタル人材の育成・確保の方向性や具体的な取組を示すものであり、計画の取組期間は令和4年度から令和7年度までの4年間としている。

本計画においては、「職員自らがデジタルに親しみ、活用の道筋や効果を積極的に全道へ発信することで、デジタル活用の社会風土の醸成に寄与し、イノベーションの起爆剤となる職員」を目指す職員像としている。

本計画では、設定したデジタル人材区分に対応し、それぞれ果たすべき「役割」と、備えるべき「マインドセット」、「スキルセット」を示し、それらを習得するための研修プログラムの体系（スキルマップ）を作成（別紙1）した。また、ロードマップでは、当面は職員のデジタル素養の底上げに注力することとしており、先立つ機運醸成が喫緊の課題であることから、早急に「デジタル推進リーダー」の育成を図ることとしている。

このため、本業務では、「デジタル推進リーダー」を着実に育成するための研修コンテンツの作成及び人材の認定に向けたデジタル人材レベルの把握に資する理解度確認手法について実装するものである。

### (3) 業務の内容

#### ア スキルマップに基づいた研修コンテンツの作成

「デジタル推進リーダー人材の役割・マインドセット・スキルセット」及び別添1「スキルマップ」を踏まえ、求められるスキルを習得・向上するための研修コンテンツを作成すること。

#### ＜研修コンテンツ作成にあたっての要件等＞

(ア) 求められるマインドセット・スキルセットがバランスよくかつ効果的に習得できる研修内容であること。

(イ) 今後は「デジタル推進リーダー」を中心とした取組を進めていくことから、そのためのマインドを醸成するため、DXやデジタル化に関する国の動向や目的を理解し、モチベーションと自覚を促す内容であること。

(ウ) 外形的基準として、経済産業省の「ITリテラシースタンダード1級」相当（国家試験「ITパスポート」合格相当）の知識・技能レベルを基準とすること。

(エ) 道庁デジタル人材は、道内自治体等のDX推進を支援していく役割もあることから、道

庁内に限らず自治体においても活用できる、汎用的な能力を習得できる内容であること。

- (オ) スキル項目や単元ごとに分割して作成するなど、必要な項目を選択して受講しやすい提供形態であること。
- (カ) 総時間数として20時間程度以内とし、職員が業務と平行して短時間でより効率的にスキルの習得が図れる内容・構成であること。
- (キ) 職員が個々の自席で受講することを想定し、オンデマンドで受講できる動画形式であること。
- (ク) 研修コンテンツは、道庁ホームページ、イントラネット上で提供すること。
- (ケ) 研修コンテンツは、最低限本計画の期間中、活用できる内容とすること。
- (コ) 研修の主な受講対象者は「デジタル推進リーダー」候補職員であるが、自発的にスキル習得を目指すレベル0の全職員が受講することも想定した内容とすること。
- (サ) コンテンツの作成にあたっては、著作権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取扱いについて、法律に即した対応をすること。また、第三者の有する著作権その他の知的財産権を侵害してはならない。なお、オープンデータとして二次利用されることも想定し、第三者が著作権又はその他の権利を有しているデータは利用しないこと。利用する必要がある場合は、事前に道と協議のうえ利用すること。

#### イ 当該研修受講者の理解度確認手法の提供

研修コンテンツの受講後、スキルの習得度合いを確認し、一定の基準を満たした職員を「デジタル推進リーダー」として認定するものとする。そのため、各研修コンテンツには、習得基準を設けるとともに、受講者の理解度を測るためのミニテスト等のツールを提供すること。

なお、理解度を測るツールは、道庁の既存の簡易申請システム等を活用し、展開・収集することを想定しているが、外部クラウドシステムや一般的なツールを活用したより効果的な手法がある場合は提案も可とする。外部クラウドシステムや一般ツールを活用する場合は、以下の前提条件に準ずるものとする。

- ・すべての職員が庁内又は自宅等外部からアクセス可能であること
- ・ランニング費用が発生しないこと
- ・今後、道の準備するシステム等で展開することも想定し、また、後述の「(3)カ(イ)」にあるとおりオープンデータとして公開するため、理解度確認手法単体での提供も可能であること

外部クラウドシステムや一般ツールを活用する場合、道庁のネットワークからの接続になるため、道のインターネットアクセス規制などに関して、道と協議の上、実装すること。

また、庁内イントラネットに接続されたクライアントPCからブラウザのみで利用可能なものとし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

その他、受講履歴や受講者の理解度をデジタルトランスフォーメーション推進課で一元的に把握し管理できるよう効率的に集計ができるしくみの提供又は支援を実施すること。

#### ウ 効果的な研修コンテンツや研修受講管理等に向けた提案

その他、研修コンテンツや受講管理等のしくみ、研修の効果測定・評価方法、研修終了後のフォローアップについて、効果的な実施方法・工夫点があれば提案すること。

#### エ 研修の企画運営への協力

道庁ホームページ、イントラネット掲載等に必要な資料の作成等、研修の円滑な企画運営に協力すること。

#### オ 業務処理計画書の作成

業務契約後、速やかに業務内容や業務スケジュール、実施体制等を記載した業務処理計画書を作成すること。

なお、計画に変更が生じた場合は、速やかに業務担当員と協議してその指示を仰ぐものとし、必要に応じて業務処理計画書を変更して提出すること。

## カ 成果物

(ア) 本業務の実施結果について、次の成果物を電子媒体（DVD-R）で正副2部、委託者に提出すること。

- ① 業務実施報告書
- ② 研修コンテンツ及び関連資料データ一式
- ③ 理解度確認手法に関するツール等

(イ) 成果物は、北海道のオープンデータとして原則公開する。

## キ 業務上の留意事項

(ア) 道庁の人材育成の基本的な考えについて、「新・北海道職員等人材育成基本方針」及び「人事施策に関する基本方針（改訂版）令和2年（2020年）3月」を参考とすること。

(イ) 以下に関する事項は、原則道で実施することとする。

- ・研修コンテンツの道庁ホームページ、イントラネット等への掲載
- ・研修受講生の指定、受講案内通知
- ・受講方法等に関する受講生からの質問等対応
- ・受講履歴や理解度の把握、集計、分析

(ウ) 受託者は、業務を円滑に遂行するために逐次、道と連絡調整を行うこと。

(エ) 受託者は、本業務の実施に必要な資料等の貸与を道に求めることができるものとし、道は、貸与可能なものについては受託者へ貸与するものとする。受託者は、貸与された資料等については、受託者の責任において管理し、その取扱いに十分注意するものとする。また、貸与された資料等は、使用後速やかに返却するものとする。

(オ) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、業務終了後も同様の扱いとする。

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

キ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課  
所在地：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎5階）  
電話番号：011-204-5170（直通）

#### (2) 企画提案説明書の交付

- ア 期間 令和4年（2022年）10月14日（金）から令和4年（2022年）11月15日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
- イ 場所 （1）の場所で交付する。  
なお、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課のホームページからダウンロードすることができる。  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/130962.html>)

#### (3) 参加表明書の提出

- ア 期限 令和4年（2022年）10月28日（金） 午後5時必着
- イ 場所 （1）に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。）

#### (4) 企画提案書の提出

- ア 期限 令和4年（2022年）11月15日（火） 午後5時必着
- イ 場所 （1）に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。）

### 4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

### 6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

### 7 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。